

「ホテル火災対策検討部会報告書」について

予防課

1 はじめに

消防庁では、平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「ホテル火災対策検討部会」を開催し、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策等について検討を進め、昨年10月に中間報告書を公表したところですが、このたび7月17日に最終報告書を取りまとめましたので、その概要を紹介します。

なお、報告書の全文については、消防庁のホームページ(URL: <http://www.fdma.go.jp/>)を参照してください。

2 広島県福山市ホテル火災の概要

平成24年5月13日早朝、広島県福山市のホテルにおいて、死者7名、負傷者3名(うち従業員1名)という重大な人的被害を伴う火災が発生した。建物については、木造部分と鉄筋コンクリート造部分が一体利用され違法建築物となっていたもので、建築基準法に適合していない項目として、階段の防火区画(たて穴区画)の未設置など8項目が指摘されており、また、消防法上の不備事項として、消防用設備等の点検報告の未報告や自衛消防訓練の未実施、屋内消火栓の一部不備が最終査察時に指導されており、これら3項目を同時に指導した回数は過去25回に上っていた。

出火原因等については、消防庁長官の火災原因調査結果において、たばこ、電気機器、電気配線などの要因が可能性として残ったものの、原因の特定には至らなかったものであるが、この火災における多数の死者、負傷者が発生した被害拡大の要因として以下の事項が考えられるところである。

- 建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- 階段部分の防火区画(たて穴区画)が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大し、煙が各客室に流入したこと。
- 消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。

- 第一発見者による通報及び有効な避難誘導が行われていないこと。
- 自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、連動していないことから、一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたものと考えられること。

3 ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方

検討報告書において取りまとめられた火災予防上の課題とその対応の考え方については以下のとおりである。

(1) 各種規制について

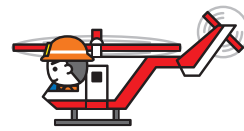
現行の建築基準法の防火基準への不適合、適切な初期消火活動の未実施等が、早期の延焼の拡大及び煙の拡散の要因と推定されることを踏まえ、避難訓練の実施や消防用設備の点検報告などの現行の各種規制について適切に遵守させることが必要である。

また、火災は早期覚知が重要であるが、現行の技術基準において自動火災報知設備の設置義務のない延べ面積300㎡未満の小規模なホテル・旅館等について、設置義務化の検討を進めるべきである。この場合、他の自動火災報知設備の設置が義務付けられていない小規模な社会福祉施設(自力避難困難な者が入所する施設以外のもの)や診療所等で就寝用途を有する施設についても、検討を行った上で必要な措置を講ずべきである。また、その際には、自主的に設置されている住宅用火災警報器の有効期限等を勘案し、自動火災報知設備の義務化の施行時期及び猶予期限等に配慮すべきである。

(2) 立入検査と違反処理の推進方策について




火災が発生した建物への立入検査が9年間未実施となっていたことを踏まえ、立入検査の実実施計画策定時において、火災危険性の高い防火対象物について実施漏れがないようチェック体制を構築するとともに、建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふるい分けを行い、計画的な立入検査が実施されるよう体制の整備が必要である。

また、以前の立入検査において同じ違反内容を繰り返し指摘することにとどまり、違反処理の法的措置へ移行されなかったことを踏まえ、危険性・悪質性の高い違反



旅館・ホテル等に対する新たな表示制度について	
<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ホテル、旅館等（5項イ）又はホテル・旅館等（5項イ）の用途がある複合用途※（16項イ）で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの その他の防火対象物は、地域実情に応じて実施可能 <p><審査項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防関係法令への適合 防火安全上重要となる建築基準法（構造・防火区画・階段）への適合 消防機関による立入検査結果 など 	
新 制 度 案	<p>「(仮)防火基準適合証(銀)」</p>  <p>「(仮)防火基準適合証(金)」</p>  <p>3年間継続</p>
	<p>有効期間</p> <p>1年間</p> <p>3年間</p> <p>● 申請により、表示基準に適合していると認められた場合「(仮)防火基準適合証(銀)」を掲示することができる。</p>

参考

	防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告表示制度
現 行 制 度	<p>特定用途防火対象物(※)で、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>① 収容人員が30人以上</p> <p>② 屋内の階段が1つで、地階又は3階以上に特定用途があるもの</p> <p>1年に1回、有資格者による点検基準に適合している場合、関係者は表示することができる。</p>  <p>継続</p>	<p>左記以外のホテル、旅館等(5項イ)又は5項(イ)の用途がある複合用途(16項イ)で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの</p> <p>防火管理者等が点検し、基準に適合している場合、申請により、関係者は表示することができる。</p>  <p>廃止</p>
	<p>申請に基づき、3年間継続して点検基準に適合するほか法令の遵守状況が優良であると、消防機関が認定した場合、関係者は表示することができる。</p>  <p>(他は細その他のものは黄)</p> <p>継続</p>	
	<p>※劇場等（1項）・キャバレー、カラオケボックス等（2項）・飲食店等（3項）・百貨店等（4項） ホテル・旅館等（5項（イ））・病院、社会福祉施設等（6項）・公衆浴場等（9項（イ））・地下街（16の2項）・複合用途（16項（イ））</p>	

を選別し、厳格な違反処理に移行するよう体制の整備が必要である。

（上記については、中間報告を受け、平成25年3月に立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを改正）

さらに、国の支援体制として、消防大学校において、消防本部の幹部職員に対する違反是正に関する講義の実施や、違反是正に特化した短期間での集中的な研修を新たに実施していくべきであり、また、現行の違反是正支援アドバイザー制度の拡充や弁護士による法的相談やアドバイスを得られる体制の充実についても検討していく必要がある。

（弁護士相談事業については7月1日から開始（消防庁HP：<http://www.fdma.go.jp/>で公開）、消防大学校においては、短期間での集中的な違反是正特別講習を実施予定）

(3) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について ア 新たな表示制度の検討

今回の火災に鑑みても建築構造の適合性は防火安全上極めて重要であり、また、ホテル・旅館等は、不特定多数の者が利用する就寝施設で、その利用者は全国から集

まるため、建物の防火安全に関する情報を有していないことがほとんどである。旧適マーク制度廃止後、建築構造を含めた適合性を情報提供する制度がないことから、平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新たな制度として構築することも一つの方策となり得るものと考えられる。

このため、「旧適マーク制度」の点検項目を基本として、事業者の申請に基づき消防機関が認定する制度を、防火対象物定期点検報告制度等の活用等により消防の検査等の負担の軽減を図り整備することが必要である。

また、国民の理解の促進のためにも、現行制度や表示マークについて、混乱を生じないように整理することが望まれる。さらに、インターネット等による宿泊予約が多く利用されてきているため、インターネット時代に対応した公表の方法についても検討する必要がある。

イ 違反対象物の公表制度の検討

現在、違反対象物に係る公表については、消防機関が「命令」を行った際の「公示」が義務付けられているが、この公示は、違反対象物への命令内容の標識の掲示及び市町村公報への掲載のみが義務づけられ、その他の方法については市町村長が定めることとなっている。広く全国の利用者等へ情報提供するという観点から、インターネットを用いた情報提供を行うことについても検討すべきであり、その際には、ホテル・旅館に限らず、他の用途についても公表することが適当である。

また、法令に適合している対象物を認定する新たな表示制度と併せて、違反対象物の公表も行うことが利用者の立場から非常に効果的であると考えられることから、是正命令前の違反対象物の公表制度の運用を行っている東京消防庁の実施例を参考にしながら、他の消防機関で同様の制度を実施する場合の問題点等を整理し、各消防本部へ情報提供を通じて自主的な取り組みの推進を図っていくことが適当である。

4 終わりに

ホテル火災対策検討部会の中間報告を受け、すでに違反是正の推進に向けた弁護士相談事業等を実施しているところであるが、今後、小規模就寝施設への自動火災報知設備の設置や防火安全に関する情報を利用者に提供できる新たな表示制度、さらには違反是正の推進に向けた実務的な研修の実施など、実効性の高い防火安全体制の確保に向けて検討を進めていく。

問い合わせ先

消防庁予防課 伊藤(要)、齋藤(貴)
TEL: 03-5253-7523